

有料職業紹介料金表

2024年4月1日現在

類型	サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
共通	求人受理時の事務費用	無料
一般登録型	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% 手数料負担者は 求人者 とします。
	求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% 手数料負担者は 求人者 とします。
サーチ／スカウト型	特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% 手数料負担者は 求人者 とします。
再登録支援型	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

- 1ヶ月以内の場合 80%
- 3ヶ月以内の場合 50%

許可番号 22-ユ-300755
永和 株式会社
浜松市中央区高丘西三丁目20番35号